

一般財団法人 稚内市スポーツ協会加盟団体規程

(趣 旨)

第1条 この規程は、一般財団法人稚内市スポーツ協会定款第9条第2項の規定に基づき、加盟団体に関し必要な事項を定める。

(報 告)

第2条 加盟団体は、毎年事業年度終了後1ヶ月以内に、その年度の事業報告並びに決算書を提出しなければならない。

(変更の届出)

第3条 加盟団体は、役員、会則及びその他提出書類に変更があったときは、速やかにその旨を届け出なければならない。

(加 盟)

第4条 新たに加盟しようとする団体は、その代表者より次の各号の書類を会長に提出し、理事会に諮り評議員会の承認を受けなければならない。

- (1) 加盟申請書
- (2) 規約又は会則
- (3) 組織一覧表
- (4) 前年度事業報告書及び収支決算書
- (5) 当該年度事業計画書及び収支予算書
- (6) 役員名簿

(委 任)

第5条 この規程に定めのない事項は理事会で定める。

附 則

- 1 この規程は、平成23年4月1日より施行する。
- 2 この規程は、令和1年10月1日より施行する